

第54号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成29年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

運動サポートセンター事業の実施に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 運動サポートセンター

第15条第1項第1号中「第11条」を「第12条」に改め、同項第2号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「又は人間ドック」を「若しくは人間ドック」に改め、「受ける者」の次に「又は運動サポートセンターを利用する者」を加え、同条第2項中「第4項」の次に「及び第5項」を加え、同条に次の2項を加える。

5 運動サポートセンターを利用する者に係る使用料は、1回の利用につき200円とする。

6 前項の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部を還付することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（運動サポートセンターの利用対象者等）

第7条 運動サポートセンターを利用することができる者は、蒲郡市内に在住し、又は在勤する者のうち、生活習慣病予防及び健康づくりのために運動指導が必要とされる者として規則で定める者とする。

2 運動サポートセンターを利用しようとする者は、健康度測定（健康状態及び生活習慣を評価するために、問診、身体計測等を行うものであって市長が別に定めるものをいう。）を受けなければならない。

別表中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。